

第 章 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

1 野生生物の保護や重要地域の保全に関する施策

(1) 野生生物の適切な保護管理	
ア 希少な野生動植物の保護	
施策(取組)	施 策 内 容
宮崎県版レッドリスト及びレッドデータブックの改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県版レッドリスト及びレッドデータブックを定期的に改訂し、宮崎県の野生動植物の現状把握と保護を行います（概ね5年毎にレッドリスト、10年毎にレッドデータブックを改訂） <p style="text-align: right;">（自然環境課）</p>
指定希少野生動植物の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・本県では、「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」に基づき知事の許可なく、捕獲、採取、殺傷などができない「指定希少野生動植物」を指定しています。 今後、必要に応じて追加指定等を行い、保護を進めるとともに、パンフレットやホームページなどで、その重要性を周知します。 <p>[現状]49種(植物40種、動物9種)(平成27年3月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">（自然環境課）</p>
野生動植物の保護 ・増殖	<ul style="list-style-type: none"> ・えびの高原にのみ自生するノカイドウについて、環境省と協力しながら現地外対策としての育苗や苗木の植栽地管理を実施し、種の保存管理を行います。 <p style="text-align: right;">（自然環境課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準絶滅危惧種（宮崎県版レッドデータブック）である県鳥コシジロヤマドリについては、保護増殖事業を実施し、計画的かつ遺伝子の多様性に配慮した放鳥を行います。 <p>[現状]14羽(平成26年度実績)</p> <p style="text-align: right;">（自然環境課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の天然記念物に指定されているアカウミガメについては、県や産卵地の市町村でモニタリング調査や卵の移植などの保護を行います。 <p style="text-align: right;">（文化財課）</p>
野生動植物生息状況等調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の希少野生動植物の生息状況等について継続的に調査を行い、今後の自然保護対策のための基礎資料を収集し、各主体間で情報を共有します。 <p style="text-align: right;">（自然環境課）</p>
野生動植物保護監視員	<ul style="list-style-type: none"> ・指定希少野生動植物の生息地、重要生息地等における監視、指導、保護の重要性についての啓発、生息等の状況調査などを行う野生動植物保護監視員を委嘱し、野生動植物を保護します。 <p>[現状]95人(平成27年3月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">（自然環境課）</p>

<p>S G E C 森林認証を受けた県有林におけるレッドリスト種の保護</p>	<p>・県営林の「生物多様性の保全を考慮した施業指針」に従って、S G E C 森林認証を受けた県有林内に生息・生育するレッドリスト種を保護します。 (環境森林課)</p>
--	--

<p>イ 重要な生態系の保護</p>	
<p>施策(取組)</p>	<p>施 策 内 容</p>
<p>森林生態系等の保護</p>	<p>・シカの食害等により絶滅の危機に瀕している希少野生植物や森林生態系の保護・保全・回復活動の推進を図るため、動植物の調査、保全計画の作成、生態系保全のためのパトロール・講習会の実施、周辺環境の整備など、ソフト・ハード両面で、市町村や保護団体の活動に対する助成を行います。(自然環境課)</p>
<p>サンゴ群集の保全</p>	<p>・海中景観や海洋生態系が健全に維持される上で、サンゴ群集の保全が必要な地域について、関係者や市町村と連携し、保全を行います。日南海岸国定公園海域公園地区周辺については、日南海岸サンゴ群集保全協議会により、オニヒトデなどのサンゴ食害生物の駆除とサンゴ生息状況の調査を実施します。 (自然環境課)</p>

ウ 外来種（侵略的外来種及び国内移入種）の防除	
「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」の規制内容等の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・外来生物法による「特定外来生物」については、パンフレットの作成やホームページへの掲載などを行い、対象種や規制内容を県民へ周知します。（自然環境課） ・外来種については、「(国内に)入れない」、「(飼育しているものを)捨てない」、「(他の地域に)拡げない」の3原則を改めて周知します。（自然環境課）
ブラックリスト(改訂版レッドデータブック等)による周知	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物を含め、本県で生息・生育が確認された生物多様性の保全について脅威となる外来種等を改訂版レッドデータブックやホームページに掲載し、周知します。（自然環境課）
外来種の防除・駆除支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・内水面における在来種の生息に悪影響を及ぼす外来魚やカワウ等による被害状況等の把握及び効果的な駆除について、関係団体を支援します。（漁村振興課） ・森林生態系へ被害を与える外来種の防除・駆除については、森林環境税を原資として、団体や自治体活動を支援します。（自然環境課） ・オオキンケイギク等の植物について、土地の管理者等に防除の必要性を周知します。ハイイロゴケグモ等については、生息地付近の事業者等とともに調査を行い、必要に応じて防除を行います。（自然環境課）
鳥獣保護計画による取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業又は生態系に被害を及ぼす外来鳥獣については、「第11次鳥獣保護事業計画」に沿って、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を促進し、被害を防止します（外来生物法により防除計画が定められている種を除く）。（自然環境課）
適切な種苗放流	<ul style="list-style-type: none"> ・内水面漁場管理委員会や、関係団体と連携し、生態系や遺伝的多様性に配慮した種苗放流をします。（漁業・資源管理室）

エ 野生鳥獣の保護と適正な管理	
野生鳥獣(シカ、サル、イノシシ)の適正管理	<p>・シカ、イノシシ、サルの個体数増加や分布域の拡大により、農林業に甚大な被害が及んでいます。中でも、シカによる食害は、希少植物の消失や減少、林床植生の減少、樹木の枯死など、生物多様性の保全に大きな影響を与えています。</p> <p>このため、鳥獣被害対策緊急プロジェクトに取り組み、県庁関係課、鳥獣被害対策支援センター、宮崎県鳥獣被害防止緊急対策協議会(県、市町村、県農業協同組合中央会、県森林組合連合会、県猟友会、県内各森林管理署で構成)が連携して、被害防止対策、生息環境対策、捕獲対策を行います。</p> <p>(中山間・地域政策課、自然環境課、営農支援課)</p> <p>・狩猟者の減少・高齢化が進んでいることから、狩猟人口の増加のため、狩猟免許試験の複数回及び複数会場での実施など受験しやすい環境づくりに取り組みます。(自然環境課)</p> <p>・シカ、イノシシ、サル以外の野生鳥獣についても、生物多様性の保全に支障があると認められた場合は、加害鳥獣の管理計画を作成し、個体群管理を行います。(自然環境課)</p>

主な指標(目標年度:2020年)

レッドリスト 掲載種数	種数	1,486種 (2010年)	現状維持 (増加抑制)
シカ推定生息数	頭数	125,000頭 (2013年)	77,000頭

環境省(H27.4)

野生動植物の保護に関する条例パンフレット



宮崎県 野生動植物の保護に関する条例



「太陽と緑の国」と呼ばれる宮崎県は、鹿島山をはじめ標高1,500m級の豊かな森林を抱える山岳が連なるなど国土の約7割が森林となっており、これを基に五ヶ瀬川や三ヶ瀬川、大淀川など大規模の河川が流れ、豊かな自然環境の中で、ハコブネやカシノヅナなどの約70種といわれる多くの野生動植物が生息が豊富です。

これらの野生動植物は人間生活の基盤であり、人間が豊かな生活を営むために欠かせないものであり、保護を要しており、また、食料や医薬品に利用されるなど経済的にも大きな役割を果たしています。

多くの野生動植物が生息又は生育する豊かな自然環境を保護することは、私たちにとって非常に重要なことであり、また、これらの自然環境を将来の世代に継承していくことも、私たちの責務であると考えます。

とくに、この自然環境が、近年、私たちが認識し始めてきた大きな脅威を受けており、野生動植物の中には、絶滅の恐れが生じているものも数多くあります。

このため、県内の野生動植物を保護し、人と自然の共生を促進し、持続可能な野生動植物の保護に関する条例を制定しました。

宮崎県

宮崎県野生動植物の保護に関する条例制定の背景

野生動植物を取り巻く現状

宮崎県は豊かな自然環境の中、多くの野生動植物が生息していますが、近年、さまざまな理由により野生動植物が減少しています。

開発、温暖化、外來種、他種圧迫、捕獲、管理放棄

野生動植物の減少種の絶滅

野生動植物を保護するための何らかの手だてでルールが必要。

県内の野生動植物を保護するための条例を制定

指定希少野生動植物の捕獲や採取を禁止するのはなぜですか？

野生動物の多くは絶滅や採集などにより絶滅の危機に瀕しています。そのため、希少野生動植物のうち特に保護が必要な動植物を指定希少野生動植物に指定し、捕獲や採取などを禁止しました。

捕獲や採取が禁止されている野生動植物はどんな野生動植物ですか？

このパンフレットに写真を掲載している野生動植物2種を、現在、指定希少野生動植物として指定しており、これらの野生動植物を山中や川などで捕獲や採取することは禁止されています。また、条例に違反して捕獲や採取された指定希少野生動植物を所持したり、譲り渡したたりすることも禁止されています。

保護のための学術研究や繁殖のための繁殖の目的などで指定希少野生動植物を捕獲しようとする場合は、あらかじめ知事へ事前の申請を行う必要があります。

お問い合わせ先
 宮崎県環境自然部自然環境課自然環境保全室
 TEL 0985-44-2624 FAX 0985-39-8489
 e-mail:shizen@pref.miyazaki.lg.jp

2019.7 改訂

条例の内容は？
 平成18年4月1日から施行

宮崎県野生動植物の保護に関する条例には、野生動植物を保護するためのさまざまな取組が盛り込まれています。主なものは以下のとおりです。

- 野生動植物保護基本方針** 野生動植物を保護する上での基本原則などの方針を示し、県内の自然保護計画をはじめ多くの野生動植物保護計画を作成し、県民に対する自然保護に関する啓発活動を行います。
- 野生動植物保護計画** 県内の自然保護計画をはじめ多くの野生動植物保護計画を策定し、県民に対する自然保護に関する啓発活動を行います。
- 野生動植物の保護の促進** 県内の自然保護計画をはじめ多くの野生動植物保護計画を策定し、県民に対する自然保護に関する啓発活動を行います。
- 野生動植物の保護の促進** 野生動植物の保護を促進するために、関係機関等と連携して取組を行います。
- 希少野生動植物の保護** 野生動植物の保護を促進するために、関係機関等と連携して取組を行います。
- 重要生息地の保護** 野生動植物の保護を促進するために、関係機関等と連携して取組を行います。
- 指定希少野生動植物** 指定希少野生動植物を指定し、その保護を図ります。

指定希少野生動植物とは？

県内には、1万種以上といわれる多くの野生動植物が生息していますが、平成23年に作成した「宮崎県の保護上重要な野生動物（指定・宮崎県レッドデータブック）」には、絶滅の恐れに瀕している野生動植物など、約1500種が掲載されています。その中から次のとおり指定しました。

指定希少野生動植物 希少野生動植物のうち、特に保護を要するものとして指定します。指定された野生動植物は、捕獲、採取、譲渡が禁止されます。

指定希少野生動植物 希少野生動植物のうち、人工的に増殖させる必要のあるもので捕獲を要する必要があるものを指定します。指定された野生動植物の捕獲や譲渡は、知事への申請が必要となります。

指定希少野生動植物 希少野生動植物のうち、人工的に増殖させる必要のあるものを指定します。指定された野生動植物の捕獲や譲渡は、知事への申請が必要となります。

重要生息地とは？

県内には森林や河川、湖沼など多くの自然環境があり、野生動植物を保護するために、これらの自然環境を保全する必要があります。そこで、重要な自然環境を指定し、生息地の保護を図ります。

重要生息地 野生動植物の保護を促進するために、その生息地を指定し、その保全を図ります。指定された重要生息地は、開発や土地利用に制限がかけられます。

重要生息地 野生動植物の保護を促進するために、その生息地を指定し、その保全を図ります。指定された重要生息地は、開発や土地利用に制限がかけられます。

指定希少野生動植物

- 【維管束植物】40種**
 アキザキナガラン、イワザクラ、ウチョウラン、ウバタケギボウシ、エヒメアヤメ、オオバヨウラン、オサラン、オナガカンアオイ、カザグルマ、ガンゼキラン、カンラン、キエビネ、キバナノセッコク、キバナノツキヌキホトトギス、クリシマエビネ、クマガイソウ、サギソウ、サクラソウ、ササユリ、サルメンエビネ、シコクフクジュソウ、シンシラン、スギラン、タイサギソウ、ダルマエビネ(ヒロハノカラ)、ツクシワシャジン、ツチビノキ、ナゴラン、ノカイドウ、ヒメユリ、ヒモラン、ヒュウガオウレン、ハナゼキショウ、フウラン、ペニバナヤマシャクヤク、ミヤマゼキショウ、ムカデラン、モミジセンダイソウ、ヤクシマネツダイラン、ヤシャビシャク
- 【哺乳類】2種**
 ニホンカモシカ、ヤマネ
- 【鳥類】2種**
 コアシサシ、ヤイロチョウ
- 【両生類】1種**
 ベッコウサンショウウオ
- 【魚類】1種**
 アカメ
- 【陸・淡水産貝類】1種**
 サダマイマイ
- 【昆虫類】2種類**
 ゴマシジミ、ヒメシロチョウ

平成26年10月20日現在

日南海岸サンゴ群集保全協議会の活動

日南海岸サンゴ群集保全協議会は、県、日南市、串間市、宮崎大学、宮崎県スキューバダイビング安全対策協議会、日南市漁協、南郷漁協、串間市東漁協、串間市漁協、日南市観光協会、串間市観光協会を協議会員として、日南海岸のサンゴ群集保全のために組織されました。

関係団体で協働しながら、オニヒトデ等の駆除や、サンゴ群集の調査を行っています。



オニヒトデの駆除作業



駆除されたオニヒトデ

宮崎県「改訂版レッドデータブック」掲載の「ブラックリスト」

植物

アレチハナガサ、オオバアメリカアサガオ、オオカナダモ、オオフサモ、オオブタクサ、オランダガラシ、セイタカアワダチソウ、タチスズメノヒエ、ノハカタカラクサ、ボタンウキクサ、ホテイアオイ

哺乳類

チョウセンイタチ

鳥類

アイガモ、インドトキコウ、ドバト、ガビチョウ、コクチョウ、コジュケイ、コブハクチョウ、ソウシチョウ、ベニスズメ

爬虫類・両生類

ウシガエル、オキナワキノボリトカゲ(), プラージニメクラヘビ、ミシシippiaアカミミガメ

魚類

イワナ(), オオクチバス、カダヤシ、ソウギョ、大陸系ドジョウ、ブルーギル、タイリクバラタナゴ

昆虫類

アメリカカンザイシロアリ、台湾カブトムシ、ハラアカコブカミキリ(), ヤシオオサゾウムシ

甲殻類

アメリカフジツボ、アメリカザリガニ

貝類

コウロエンカワヒバリガイ、コモチカワツボ、スクミリングガイ、チャコウラナメクジ、台湾シジミ、ノハラナメクジ、ミドリイガイ、ムラサキイガイ

は国内移入種



ソウシチョウ



オキナワキノボリトカゲ



オランダガラシ(ケソウ)



スクミリングガイ

森林生態系等保護・保全・回復活動支援事業

シカの食害等により絶滅の危機に瀕している森林生態系などの保護・保全活動や回復活動を行う市町村、団体（NPO 法人など）に対して助成しています。

実施事業例：希少植物の保全活動(キレンゲショウマなど)、湿原・草地の保全活動等



キレンゲショウマ自生地保護のためのシカネット設置



高鍋湿原保全活動（草刈り）

(2) 重要地域の保全	
ア 自然公園等の維持、施設の整備	
施策(取組)	施 策 内 容
自然公園の優れた自然の保護	<p>・国立公園、国定公園、県立自然公園等の自然公園は、生物多様性の保全について、極めて重要な地域です。</p> <p>その中でも、特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、貴重な生態系が存在する地域など、特に重要な自然が残されている地域を中心に、引き続き保護と管理を行います。</p> <p>(自然環境課)</p>
自然公園等の利用促進と整備	<p>・自然公園は、生物多様性の保全について、重要な地域であり、優れた自然に安全に触れてもらうために、自然公園内の利用施設や九州自然歩道などを整備します。また、ホームページなどで利用を促進します。</p> <p>(自然環境課)</p>
自然環境保全地域等の保全・管理	<p>・自然環境保全地域は、優れた天然林やその区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持しており、保全が必要な地域です。</p> <p>緑地環境保全地域は、都市周辺の自然環境の保護等を図るために必要な自然環境を有し、その地域を象徴する歴史的・文化的資産と一体となっている区域です。</p> <p>これらの地域の保全及び生物資源を保護するとともに、生物多様性に触れられる貴重な場として保護と管理を行います。</p> <p>これらの地区に、自然保護指導員を配置し、環境の保全をはじめ、利用者に対する助言などを行い、適正な利用を進めます。</p> <p>(自然環境課)</p>
生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)等の取組推進	<p>・国内外に宮崎の豊かな自然についての情報を発信し、生態系の保全と持続可能な利用についての県民意識の醸成を図るため、生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)やジオパークなどの取組を推進します。</p> <p>また、原生的な天然林が多く存在し、貴重な動植物が生息する祖母傾山系周辺地域について、大分県や関係市町と連携してユネスコエコパーク登録に向けた取組を進めます。</p> <p>[現状]綾ユネスコエコパーク(平成24年登録)、霧島ジオパーク(平成22年日本ジオパーク認定)</p> <p>(中山間・地域政策課、自然環境課)</p>

イ 生息・生育地の管理	
施策(取組)	施 策 内 容
重要生息地の指定 ・保全	<p>・野生動植物の生息地等(湿原、干潟、草地等)のうち、野生動植物の分布状況、生態、その他の生息状況等を踏まえ、その野生動植物の保護のため重要と認めるものを、重要生息地として指定し、保護・保全します。</p> <p>また、指定した重要生息地の保護・保全について、地域一体となった保護活動の意識の醸成に努めます。</p> <p>[現状] 8箇所指定(平成 26 年 4 月 1 日現在) (自然環境課)</p>
希少な野生動植物の生息・生育地等の保全	<p>・野生動植物の専門家や市町村等から推薦を受けた方を「野生動植物保護監視員」として委嘱し、希少な野生動植物の生息・生育地等について、監視、指導、啓発、調査などを行い、適正に保全します。(自然環境課)</p>

ウ 野生鳥獣の保護	
鳥獣保護区の設定	<p>・鳥獣保護区は、単に鳥獣の捕獲等を禁止するものだけでなく、多様な鳥獣の生息環境を保全管理し、鳥獣の保護を図るものであり、地域の生物多様性の保全に重要な地域です。</p> <p>指定にあたっては、農林水産業等の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう、専門家、関係団体、地域の関係者などの合意を得ながら進めます。</p> <p>鳥獣や鳥獣の生息地の保護を図り、生物の多様性を確保するために特に必要な地域については、積極的に伐採などに規制を設ける特別保護地区として指定します。(自然環境課)</p>

エ 保安林の指定・整備	
施策(取組)	施 策 内 容
保安林の指定・整備	<p>・保安林は、水源の涵養、災害の防備、土砂の崩壊対策、里地里山の環境保全など、公益的機能の維持の他、生物多様性の保全に重要な森林でもあることから、民有林を対象に今後も計画的に指定します。</p> <p>公益的機能が低下した保安林については、整備を進め、その機能を向上します。</p> <p>[現状] 民有保安林 111,972ha(民有林の 27%)(平成 26 年 3 月 31 日現在) (自然環境課)</p>

主な指標（目標年度：2020年）

重要生息地の指定	箇所	8 (2014年)	14
自然公園区域面積	ha	92,023.9 (2014年)	現状維持 (宮崎県環境計画)
保安林指定率	%	25.8 (2009年)	31.0 (第7次宮崎県森林・林業長期計画)

重要生息地一覧

指定年月日	所在市町村	重要生息地の名称
2007年11月	高千穂町	五ヶ所高原重要生息地
	高鍋町	高鍋湿原重要生息地
	串間市	笠祇(かさぎ)・古竹草原重要生息地
2009年3月	延岡市	家田(えだ)・川坂湿原重要生息地
2010年3月	諸塚村	黒岳重要生息地
	宮崎市	和石(よれし)田園重要生息地
2012年8月	串間市	本城干潟重要生息地
2013年12月	高千穂町	烏屋岳(とやだけ)重要生息地

生物多様性の保全に重要な地域

「綾ユネスコ エコパーク」

綾地域は、日本最大級の原生的な照葉樹林の保護と周辺部の復元を行う「綾川流域照葉樹林帯保護・復元計画（通称：綾の照葉樹林プロジェクト）」に取り組んでいることや、半世紀に渡り有機農業などと連携したまちづくりを通じ、自然と人間の共生に配慮した地域振興策が行われているところが評価され、2012年に、ユネスコエコパークに登録されました。

重要な自然が存在し、保護すべき「核心地域」、観光、教育、野外活動等に利用できる「緩衝地域」、自然と人が共生する持続的な暮らしを営んでいる「移行地域」に分けられ、「自然と人間が共生し、調和の取れた地域活動の実績をさらに充実発展」していくとともに、「国内外から評価されることで、国内外から訪れる人の増加が期待」される地域振興にも取り組んでいます。

日本の森から世界の森へ 照葉樹林と共に生きる*綾

●ユネスコ エコパークとは** Biosphere Reserve(BR)

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が、人と自然の共生を目標とするため、1972年に発足させた「人と生物圏計画（Man and Biosphere Programme: MAB プログラム）」の中心となる事業の要素です。一言でいえば「地域の自然と文化をよりよい形で地球全体の発展に貢献させる」ということです。ユネスコ エコパークは、自然と文化に結集した地域振興のためのユネスコのプログラムです。地域の自然や文化、伝統産業の保護、優れた自然をとおとした地域振興や教育に関する活動が対象となります。正式には Biosphere Reserve（生物圏保護地域）と書きますが、日本では「ユネスコ エコパーク」と呼ばれています。

●ユネスコ エコパーク3つの地域と機能

<p>核心地域(コアゾーン)</p> <p>国立公園の特別保護地区など、自然環境を守らなければならない一帯一帯の地域。</p>	<p>緩衝地域(バッファゾーン)</p> <p>環境教育、野外活動、観光や文化施設、観光インフラにも利用される地域。</p>	<p>移行地域(トランジションゾーン)</p> <p>人が自然環境と共生する持続的な暮らしを営んでいる地域。様々な社会活動や観光活動が行われる地域。</p>
--	---	---

ユネスコ エコパークは

「自然と共存する持続可能な地域の世界的なモデルになります。」

ユネスコ エコパークの魅力

- ★ ユネスコ エコパークの名前が伝え、地域の魅力をさらに引き出すことが出来ます。（※「ユネスコ」の名前は商業目的では使用できません）
- ★ 新しい法律や規制はありません。県内の既存の法律が遵守されます。
- ★ 環境教育や様々な調査活動、調査研究の基盤として活用できます。
- ★ 移行地域における社会活動や経済活動が高く評価されます。農産物や伝統物産加工品など、地域ならではの魅力を国内外へ発信できます。

●登録されるとどう変わるの？

綾の歴史・自然プロジェクトエリア

伝統的暮らしを活かして育てる地域

綾ユネスコ エコパーク

- ◇ 自然と人間が共生し、調和の取れた地域活動の発展も、さらに充実促進していくこととなります。
- ◇ 国際的に評価されることで、国内外から訪れる人の増加が期待されます。



"綾ユネスコ エコパーク"のイメージ図

「霧島ジオパーク」

霧島ジオパークは、日本最初の国立公園の中心部霧島山と加久藤カルデラを中心とした地域で、20あまりの火山と火口湖が20 km × 30 kmという狭い地域に密集し、1,000 mを超える多くの山や高地であることも相まって低地の照葉樹林、高地での落葉樹・針葉樹、森林限界付近でのミヤマキリシマなど植物の垂直分布が観察できます。

裸地からススキ・ミヤマキリシマの群生、アカマツ林などそれぞれの火山の噴火史によって遷移の段階が異なり、多様な植物相があり、植物だけでも1,300種が生息しているといわれています。

これらの地形や地質、生物多様性などについて触れ、学ぶ地域として2010年に、日本ジオパークに認定されています。

今後、ジオサイト（地球科学的見どころ）の解説やジオツーリズムの実施、教育プログラムやガイド体制などの充実を進め、ユネスコが支援する「世界ジオパーク」認定を目指します。

霧島ジオパークの4つの魅力



霧島山と加久藤カルデラにまたがる南北・南東方向に長い約20km×20kmの範囲に分布する約40の火山・火口湖・火口湖。ここでは、有史以前から現代まで連続して噴火を繰り返している火山活動の歴史と、それとともに育まれた自然の多様な生態系を学ぶことができます。

○日本で初めて国立公園になった理由でもある、雄大で美しく、かつ変化に富んだ景観



霧島の雄大な山容や絶景は、1934年に霧島国立公園として指定された。その雄大な山容や絶景は、1934年に霧島国立公園として指定された。その雄大な山容や絶景は、1934年に霧島国立公園として指定された。

○大勢に刻まれた火山活動の歴史を体感できる火山の博物館



霧島山は、有史以前から現代まで連続して噴火を繰り返している火山活動の歴史と、それとともに育まれた自然の多様な生態系を学ぶことができます。

地球（ジオ）の息吹「火山活動」の歴史が見える。霧島山

○地球規模の環境変動と火山活動によって育まれた多種多様な植生



霧島山は、有史以前から現代まで連続して噴火を繰り返している火山活動の歴史と、それとともに育まれた自然の多様な生態系を学ぶことができます。

○天孫降臨の舞台 日本の神話、歴史、古代史とのかわり



霧島山は、有史以前から現代まで連続して噴火を繰り返している火山活動の歴史と、それとともに育まれた自然の多様な生態系を学ぶことができます。

(3) 県土の区分に応じた生物多様性の保全	
ア 森林	
施策(取組)	施 策 内 容
再生可能な資源としての木材生産・供給	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の持つ公益的機能に配慮しながら、生産性の高い地域に、植栽 保育 収穫 再植栽という持続可能な森林資源の循環利用システムを確立します。(森林経営課) ・未利用資源の木質バイオマスの効率的なシステムを確立し、資源を有効利用します。(山村・木材振興課)
公益的機能を発揮する森林づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・複層林化、針葉樹と広葉樹の混交林化、適切な間伐等により、健全な樹木の育成と下層、林床の豊かな森林づくりを進め、生物多様性の保全を行うとともに、表層崩壊の防止や保水力の向上などの、森林の持つ公益的機能を高めます。(森林経営課) ・安らぎや、癒しを体感できるよう、天然林や海岸松林の保全、郷土樹種の植栽、天然更新の促進等により、自然度の高い森林への誘導に努め、豊かな植生を有する森林づくりを行います。(みやざきの森林づくり推進室、森林経営課)
天然林等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・天然林の適正な配置や保護に努め、自然の力を活用した天然更新を主体に行うなど、生物多様性の保全に配慮した森林の維持管理を行い、野生動植物が生息・生育する環境を創出します。(森林経営課) ・環境のバロメーターと言われる巨樹や古木の保護・保全対策に努め、地域の宝として後世に継承します。(自然環境課)
公的関与による森林管理	<ul style="list-style-type: none"> ・公益上重要な森林のうち、森林所有者だけで支えていくことが困難となっている森林については、市町村による公有林化や森林環境税を活用し、植栽未済地の発生を防ぐため、広葉樹(郷土樹種)の植栽などの支援をします。(みやざきの森林づくり推進室、森林経営課) ・分収造林地等の伐採跡地については、市町村や林業公社と連携した再造林等を推進し、植栽未済地の発生を抑制します。(みやざきの森林づくり推進室、森林経営課)
水源かん養林の造成	<ul style="list-style-type: none"> ・企業局の発電用ダム上流域の伐採後に植林されていない土地を取得・造林し、水源かん養機能の高い森林として造成します。このことにより電力の安定供給を図るとともに、表層崩壊防止など森林の公益的機能を保全します。また、地元小学生などが参加する植樹祭を実施し、森林の持つ役割の重要性等について啓発します。 <p>[現状] 植林面積 149.2ha(平成 18～25 年度) (企業局)</p>

綾の照葉樹林プロジェクトの推進	<p>・九州森林管理局、宮崎県、綾町、公益財団法人日本自然保護協会、一般社団法人てるはの森の会が事業主体となって「綾川流域照葉樹林帯保護・復元計画（綾の照葉樹林プロジェクト）」を推進し、国内最大級の照葉樹林を保護するとともに、周辺部の二次林や人工林を照葉樹林へ復元します。</p> <p>（みやざきの森林づくり推進室、自然環境課）</p>
-----------------	---

イ 里地里山・田園地域	
施策(取組)	施策内容
環境保全型農業の推進	<p>・化学農薬や化学肥料の不適切な使用は、農村地域における生物多様性の保全に大きな影響を与えます。</p> <p>そのため、化学農薬や化学肥料の適正使用を推進するとともに、良質堆肥等を活用した土づくり、土壌診断を基にした適正施肥の推進のほか、化学農薬のみに頼らない病害虫防除技術(宮崎方式 ICM)の開発・普及を図り、環境と調和した持続性の高い農業を進めます。</p> <p>また、有機 JAS やエコファーマー等、環境保全型農業に関する制度の周知を通して、環境保全型農業に対する消費者理解の促進を図ります。</p> <p>（エコファーマーとは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり、化学肥料の低減、化学農薬の低減に取り組む農業者で、都道府県知事の認定を受けた方のことです。）</p> <p>（食の消費・安全推進室）</p>
耕作放棄地対策	<p>・農地中間管理事業の推進により、担い手への農地集積を進め、円滑な農地継承で耕作放棄地の発生抑制に取り組みます。</p> <p>また、実態の把握や地域が一体となった耕作放棄地の発生防止、優良農地の復元を推進します。</p> <p>（地域農業推進課）</p>
一次産業の維持	<p>・里地里山は、多くが過疎・中山間地域に存在します。農地や林地について、持続可能な生態系のサイクルを保つためには、人間の関与が必要不可欠です。</p> <p>そのため、特に生物多様性の保全に重要な一次産業について、担い手確保のため、新規就労支援、経営指導による経営管理能力の向上、技術指導、就労環境の合理化、施業の省力化など様々な施策を行い、取組を支援します。</p> <p>（中山間・地域政策課）</p>

産業の振興による地域の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域の歴史、風土、文化等に根ざした産業振興を目的に、各地の関係機関との連携を図りながら、農商工連携や6次産業化、フードビジネスの取組を促進するなど、地域の維持につながる一次産業以外での産業を振興します。 また、交通網や生活環境の整備を行い、過疎地域への定住を促進する取組を推進します。(中山間・地域政策課)
---------------	--

ウ 河川域	
施策(取組)	施策内容
内水面の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・内水面漁業については、関係団体と連携し、水産動植物の採捕状況や資源状況を調査・把握します。 内水面資源の適切な管理を図るため、養殖用・種苗用に採捕されるうなぎ稚魚等については、関係団体等と連携し、適切な採捕を行います。(漁業・資源管理室) ・種苗放流については、生態系や遺伝的多様性に配慮します。(漁業・資源管理室) ・在来種の生息に悪影響を及ぼす外来魚やカワウなどの被害状況等の把握及び効果的な駆除や、必要に応じた魚道改良など関係団体が行う在来種の生息に配慮した取組を支援します。(漁村振興課)
森・川・海との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業関係者及び関係機関等が相互の連携を図り、漁民の森、水辺林(渓畔林、河畔林)や河川環境美化等の取組を促進するとともに、山地から海岸までの一貫した総合的土砂管理に取り組み、水産動植物の生息環境を保全します。(関係部局)

エ 沿岸域	
施策(取組)	施策内容
沿岸部の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・関係漁業団体と連携した定期的な漁獲量等の調査を実施し沿岸資源のモニタリング体制を整備します。(漁業・資源管理室) ・本県漁業者の資源管理意識の醸成を図るとともに、漁業者による資源管理計画の作成及び実践を支援するなど漁業者の自主的な資源管理の取組を支援します。(漁業・資源管理室) ・資源評価を行い、資源の早急な回復が必要な資源については、漁業者合意の下で、漁業者の自主的な資源管理、公的規制及び積極的な増殖措置等の中から効果的な措置の選択または組合せ等を行い、資源回復に積極的に取り組みます。(漁業・資源管理室)

藻場の維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・藻場は、水産動物への飼料の供給や繁殖の場となり、生物多様性の持続可能な利用の上で重要な機能を有しています。 ・そのような藻場の持続的利用のため、「宮崎県沿岸における藻場造成及び管理に関する指針」を定め、藻場の回復と維持を行います。 (漁業・資源管理室)
----------	--

才 都市地域	
施策(取組)	施 策 内 容
自然環境の保全及び自然的環境に配慮した公園、緑地等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地内の森林などについて、総合的な都市づくりの視点で、まちなかの自然的環境として保全が求められる場合は、都市公園以外の公共の緑地としての活用を検討します。(都市計画課) ・市街地及びその周辺に存在する緑地などは、良好な都市環境を維持する自然的環境として、また、低炭素都市づくりの一環として保全及び創出をします。(都市計画課) ・河川、水路などを活用した親水空間の整備、道路や公園、広場などの緑化の推進及び社寺林や都市公園の森林など既存緑地の保全などによる生態系ネットワークの形成を進めます。 (都市計画課)

藻場の回復

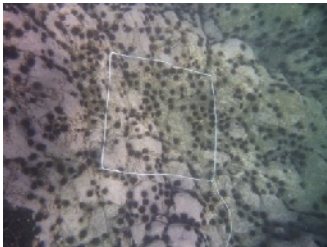
「平岩採貝藻(さいかいそう)グループ(日向市)」

日向市平岩地区の漁業者を中心に、磯焼けなどで減退していた藻場及び干潟を回復させ、将来にわたって沿岸漁業を継続できる環境づくりを行っています。

海藻種苗の投入、母藻の設置、過剰なウニを除去することにより、海藻の造成、成長が図られています。


また、過剰に生息するウニの除去が、残ったウニの実入りの改善につながっています。

グループではモニタリング調査を継続的に行い、ウニ漁などの沿岸漁業の振興と、藻場の機能を回復・維持させる体制の構築を目指しています。



活動当初

➔



活動後、海藻の造成

(4) 公共事業における生物多様性への配慮	
施策(取組)	施 策 内 容
環境への配慮	<p>・公共事業については、「環境影響評価法」や「宮崎県環境影響評価条例」に基づく環境評価を行うほか、法や条例の対象外の事案についても、「宮崎県公共事業事前評価実施要綱」に基づく事前審査等を通じて、生息・生育場所の保全、移植など環境への影響をできる限り回避、低減する対策を実施します。</p> <p>(関係部局)</p>
農業農村の整備	<p>・ほ場整備などの農業農村整備事業の実施にあたっては、野生生物や景観、文化等、農村地域の環境との調和に配慮した整備を行います。</p> <p>(農村整備課)</p>
河川等の整備	<p>・河川の整備(調査、計画、設計、施工、維持管理)については、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観を保全・創出する多自然川づくりを行います。</p> <p>(河川課)</p> <p>・かつての河道の直線化などの河川改修により乾燥化し、貴重な生態系が失われつつある湿地について、周辺の自然環境、社会環境と調和を図りながら、地域住民や専門家、NPOと協働し、保全、再生します。</p> <p>(河川課)</p>
沿岸(海岸)部の整備	<p>・海岸環境の整備・保全については、希少又は多様な動植物の生息・生育の場である砂浜、岩礁、河口域、藻場、干潟などの自然環境を良好な状態で保全します。特に、天然記念物などの学術上貴重な自然、生物の重要な生息・生育地などの優れた自然については、その生息・生育等環境に影響を与えないよう保全に十分配慮します。</p> <p>防波堤、護岸などの保全施設の整備にあたっては、海岸を生息・生育や産卵の場とする生物がその環境などを脅かされることのないよう、自然環境の保全に配慮します。特に、アカウミガメの上陸・産卵に配慮した整備を検討します。(関係部局)</p>

<p>景観上の配慮</p>	<p>・本県では、「自然とともに生きる」を基本方針の一つとした「宮崎県景観形成基本方針」を定め、生態系に配慮した自然環境の保全と景観の形成を行います。</p> <p>公共事業については特に、「宮崎県公共事業景観形成指針」を定め、自然や生態系への影響を最小限にとどめるなど、自然環境に配慮した公共空間を形成します。 (関係部局)</p>
---------------	---

湿地環境の再生事例

地域住民との協働による河川環境の保全（五ヶ瀬水系家田川・川坂川自然再生事業）

家田川及び川坂川の中下流域は、以前はいく筋もの小川が流れる広い湿地帯であり、北川の氾濫水や豊富な湧水も手伝って、年中水の切れることのない豊かな湿地環境を有していました。

しかし、河川改修による河道の固定化や直線化または河床低下等により湿地の冠水頻度が減少したことで湿地が乾燥化し、貴重な生態系が失われつつあります。

そのため、周辺の自然環境、社会環境と調和を図りながら、家田・川坂川を含めた周辺の湿地の保全・再生を行っています。

地域住民との協働による河川環境の保全

家田・川坂川は「キタガワヒルムシロ（新種）」、「オグラコウホネ」等多くの貴重種が存在することから、環境省「日本の重要湿地500」にも選定されている。しかし近年では家田川・川坂川が合流する北川の河川改修により、北川霞堤からの洪水の水量が低減したことから冠水回数、冠水時間が減少し、湿地が乾燥地に移行しつつある。そのため自然再生事業により、湿地環境の再生・保全を図る。



家田川



キタガワヒルムシロ



川坂川



オグラコウホネ



地域住民との協働による取り組み状況



2 生物多様性の主流化の推進に関する施策

(1) 生物多様性の主流化の普及啓発	
ア 普及啓発	
施策(取組)	施 策 内 容
環境学習の推進	・ 県民等が行う各ライフステージに応じた環境学習への取組を進めます。 (環境森林課)
環境情報センターの活用	・ 環境情報センターによる、生物多様性の保全関連を含む環境についての様々な情報の提供や環境講座の開催、出前研修などを行い、県民へ普及啓発します。 (環境森林課)
レッドデータブックの活用	・ レッドデータブックを適宜改訂し、希少な動植物の保護の啓発に役立てます。特に小・中学校や高校、大学などへも配布し、教材として活用してもらうことで、次代を担う若い世代の自然保護意識を醸成します。 (自然環境課)
環境保全型農業生産に関する理解促進	・ 環境保全型農業が生物多様性に貢献していることを理解している消費者が少ないため、有機農業をはじめとした環境に優しい農業に関する情報や、環境保全に貢献している取組事例等のPRなど、研修会や食育地産地消運動等と連携して食と農業への理解を広めます。 (食の消費・安全推進室)
農林水産業への理解促進	・ 生物多様性の保全にとって重要な産業である農林水産業の意義を学び、理解を深めるため、「地産地消」、「食育」、「木育」等を行い、生物多様性の保全について普及啓発します。 (関係部局)
広報・普及啓発	・ 環境に関する情報を県民に提供する情報誌、パンフレットなどを作成し、環境保全活動の実践意識の向上を図り、人と自然が共生する環境づくりを支援します。 (関係部局) ・ 環境ポータルサイト「みやざきの環境」を通じ、環境に関する情報や実践事例などを発信し、地域における環境保全意識を醸成します。 (関係部局)

主な指標（目標年度：2020年）

生物多様性の言葉の 認知度 <small>(言葉の意味を知っている又は意味は知らないが聞いたことがある)</small>	%	55.7 (2012年)	75.0 (生物多様性国家戦略 2012-2020)
市町村生物多様性 地域戦略策定数	市町村	0 (2014年)	5

イ 生物多様性とのふれあいの機会・場の創出	
各種ツーリズムの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村において、地域の自然環境や歴史的・文化資源などを活用したエコ・グリーン・ブルーツーリズム等を実施し、特に都市部住民に生態系や自然環境、農林水産業の重要性を学ぶ機会を作る取組を支援します。（関係部局）
県民の森等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の役割や、森林文化に対する県民の理解を深めるため、「森の科学館」「ひなもり台県民ふれあいの森」「諸県県有林共に学ぶ森」「川南遊学の森」等において、子どもたちや一般県民を対象とした林業体験、自然観察などの森林環境教育の実施や自然体験講座の開催等を行います。（みやざきの森林づくり推進室）
県民参加の森林づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・水と緑の森林づくり推進事業として、県民参加の森林づくりイベントを開催し、森林づくりに関する普及啓発や意識高揚を行います。（みやざきの森林づくり推進室）
県民参加の水辺環境調査	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の「美しい川、きれいな水」を未来へ残していくため、県民一人ひとりが地域の水環境保全に取り組む必要があります。 川などの自然の音を聞いたり、風景を確認したり、においを嗅ぐなど本県独自の五感を使った水辺環境調査等により、多くの県民が身近な水環境に触れ合う機会を増やし、水環境保全への実践活動を推進します。（環境管理課） ・五感を使った水辺環境調査の結果などをホームページで情報発信し、自然保護への参加意識を啓発します。（環境管理課） ・地域住民に「身近な水辺のモニター」になってもらい、河川工事が完了した箇所や身近な水辺環境について、五感を使った水辺環境調査等を職員と協働で行うことで、今後の川づくりへ反映させるとともに、河川環境に配慮した多自然川づくりを進めます。（河川課）
自然公園利用施設や九州自然歩道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境や野生動植物に身近に触れ合い、自然体験の機会を増やすために、優れた自然環境を有する自然公園内の施設や九州自然歩道を整備します。（自然環境課）

(2) 人材の確保・育成	
施策(取組)	施 策 内 容
森林環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校が取り組む森林環境教育実践のための相談窓口を設置するとともに、自然体験活動等の指導者を派遣するなど子どもたちを対象とした森林環境教育の実践活動を支援します。 (みやざきの森林づくり推進室) ・みどりの少年団の緑化活動への支援を行い、子どもだけでなく、広く県民の緑化意識の啓発・高揚を図り、県民参加の緑豊かな郷土づくりを行います。(みやざきの森林づくり推進室)
森林づくりボランティアの育成等	<ul style="list-style-type: none"> ・森林ボランティア団体の育成や活動への支援、県民公募型の森林づくりへの支援を行い、県民協働により森林環境の保全を進めます。 (みやざきの森林づくり推進室)
環境教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育に取り組む意欲のある幼稚園・保育所・児童クラブ等を「こどもエコチャレンジ施設」として指定し、教材の提供や環境保全アドバイザーの派遣等の支援を行うことにより、次世代を担う幼児・児童の環境教育を推進します。(環境森林課) ・地域の実態や児童・生徒の発達段階に応じた環境教育に取り組む、さらにその成果を他の学校等に広めることにより、学校における環境教育を推進します。(環境森林課) ・県民一人ひとりが環境問題に対する関心を持ち、環境保全の実践活動に自主的・積極的に取り組んでいただけるよう、環境情報センター、環境保全アドバイザー、環境ポータルサイト「みやざきの環境」等の充実と活用促進を図ることにより、家庭・地域・職場等の多様な場面における県民等の環境学習を推進します。(環境森林課)
環境保全アドバイザーの派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、団体、事業所等が行う環境に関する講演会や研修会等に対し、環境情報センターから環境保全アドバイザーを派遣し、県民への普及啓発活動などを支援します。 [現状]107名(平成26年4月1日現在) (環境森林課)
自然保護推進員の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・県民が自ら自然環境の保護と創出を推進するため、自然を守り育てるボランティア及び地域のリーダーとして自然保護推進員を依頼し、研修会の開催や情報提供により活動を支援します。 [現状]669名(平成27年3月31日現在) (自然環境課)
自然豊かな水辺づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・県とNPO法人大淀川流域ネットワークで設置した「宮崎県自然豊かな水辺の工法研究会」が主催し、行政や土木技術者に対して、研修会や川づくりコンペを行い、「多自然川づくり」の全県的な実施を進めます。(河川課)

情報の連携・共有化	<p>レッドリストやレッドデータブックの改訂、野生動植物生息状況等調査その他生物多様性の保全に関する情報を行政、研究機関、NPOなどが共有し、それぞれの活動に活用できる仕組みづくりを検討します。</p> <p style="text-align: right;">(自然環境課)</p>
-----------	---

主な指標（目標年度：2020年）

森林ボランティア参加数	人	25,434 (2008年)	33,000 (宮崎県環境計画)
環境保全アドバイザー講座等受講者数	人	5,799 (2009年)	7,000 (宮崎県環境計画)
自然保護推進員	人	669 (2014年)	1,500 (定員充足)

(3) 県民と事業者の取組の推進	
施策(取組)	施 策 内 容
「MY 行動宣言」 5 つのアクション の活用	・国連生物多様性の10年日本委員会が作成した「MY 行動宣言 5 つのアクション」を活用し、県民に、生物多様性に配慮した 行動について普及啓発します。 (自然環境課)
生物多様性民間参 画ガイドラインの 活用	・環境省が作成した「生物多様性民間参画ガイドライン」を活 用し、事業者に、生物多様性に配慮した事業活動への取組につ いて普及啓発します。 (自然環境課)
環境認証制度の普 及・推進	・有機食品JAS、農産物のカーボンフットプリント表示、S GEC、FSC森林認証などの認証制度は、生態系に配慮した 事業活動による商品であることを消費者に知らせるものです。 消費者は、認証制度を受けた商品を購入することによって生 物多様性の保全に参加することができます。 そのため、認証制度の取得の促進、消費者への情報の提供や 普及啓発を行います。 (関係部局)
県民や事業者の活 動への助言	・環境保護についての職場研修や勉強会へ環境保全アドバイザ ーを派遣し、生物多様性に配慮した事業活動、自然保護活動な どへの取組を支援します。 (環境森林課)
物流の環境負荷軽 減支援	・トラックによる陸上輸送から、船舶、鉄道輸送にシフトした 貨物等に対して助成します。 (総合交通課)
環境に優しい製品 やサービスの需要 拡大促進	・「宮崎県グリーン購入基本方針」に基づき、県が環境への負担 の少ない製品やサービスの優先的な購入を行い、事業者による このような製品、サービスの開発・提供を促します。 (環境森林課) ・一般社団法人宮崎県産業廃棄物協会が実施するリサイクル製 品認定制度に対して助成します。 (循環社会推進課)
水辺環境の保全へ の取組	・本県では、身近な水辺環境を簡単に調べられる指標として、 NPO法人大淀川流域ネットワークとともに「五感を使った水 辺環境指標」を作成し、小学生などが水辺環境について調査を 行っています。今後、この指標を活用し、地域や学校、市民団 体などのさまざまな主体と連携して水辺環境を保全します。 (環境管理課)
外来種の防除・駆除 への支援	・漁業者が実施する外来種駆除活動や県民への啓発活動を支援 します。 (漁村振興課) ・重要生息地において、外来種の駆除に関する講演会を開催す るなど、住民の保護活動を支援します。 (自然環境課)

バイオマスエネルギーの導入促進	<p>・木質バイオマスの効率的な供給体制の確立や、多様な分野でのエネルギー利用などへの取組を支援します。 (山村・木材振興課)</p> <p>・園芸ハウス燃料の木質バイオマス転換に向け、原料調達からハウスでの利用に至るまでの効率的な安定供給の仕組みづくりに取組むとともに、木質バイオマス暖房機の導入を支援します。 (農産園芸課)</p>
森林づくりの促進	<p>・ボランティア等が行う森林づくり活動に対する支援を行ったり、「県民ボランティアの集い」を開催し、県民参加の森林づくりを推進します。 (みやざきの森林づくり推進室)</p>
森林環境税を活用した取組	<p>・本県では森林の整備・保全を森林所有者のみに任せるのではなく、県民の主体的な参加と協働による森林づくりを進めるために、平等、公平な費用負担を通じて、県民全体で森林を守り、育てていく仕組みとして、「森林環境税」を創設しました。 この森林環境税を活用して、「県民参加の森づくり」や「企業の森づくり」を進め、森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成や、多様な森林づくりに取り組みます。 (みやざきの森林づくり推進室)</p>

主な指標（目標年度：2020年）

1人1日あたりの一般廃棄物の排出量	g/人・日	1,009 (2008年)	970 (宮崎県環境計画)
温室効果ガスの削減	%	100.0 (1990年)	52.0 (宮崎県環境計画)

生物多様性の保全への事業者の取組

「住友ゴム株式会社宮崎工場（都城市）自然環境の保全・復元活動」

住友ゴム工業株式会社宮崎工場は操業以来、「緑を管理する活動」、「緑を育てて増やす活動」に取り組み、従業員が種を拾い、育てた苗木を小中学校に寄贈したり、自社内に植樹する活動を継続しています。

「GENKIの森」 植樹活動

宮崎県が推進する「企業の森づくり」活動として、「関之尾GENKIの森」（2009年）、「金御岳『四季の森』GENKIの森」（2014年）にて植樹活動を行っています。

「関之尾GENKIの森」は約2,100本、5mほどの落葉樹、常緑樹の森になり、「金御岳『四季の森』GENKIの森」は今後2年間でケヤキ等2,000本の植樹を計画しています。

「NPOどんぐり1000年の森をつくる会との協働」 植樹活動

2007年からNPO法人「どんぐり1000年の森をつくる会」の活動に賛同し、どんぐり募金をはじめ、苗木の寄贈（2014年までに9,200本）、従業員ボランティアの植樹祭参加を継続しています。

ヒゴタイ（絶滅危惧種 類） 保護活動と里帰りプロジェクト

生物多様性保全活動として、2005年から絶滅危惧種のヒゴタイの工場内での育成・保護に取り組んでいます。2009年には、環境学習として市内の小中学校に、育成した苗を寄贈して一緒に植栽する活動を始めました。現在18校の小中学校でヒゴタイを育成しています。

2010年からは、「里帰りプロジェクト」として、かつて自生していた都城市西岳地区にヒゴタイを戻す活動も行っています。

ビオトープづくり

2012年11月、宮崎工場の一角に、従業員手づくりのビオトープ「きりしまの泉」（1,600㎡）を創設しました。これは、地元住民から石や水生植物、メダカの提供を受けたり、近隣の保育園児も参加して池の粘土張りなどを行い完成したものです。

地元の小学校や環境団体の方々の環境学習会として利用されているほか、夏には、ホテル鑑賞会を実施するなど、地元住民との交流の場として活用されています。



絶滅危惧種ヒゴタイ（キク科）



西岳地区植栽地 2012年5月



2013年7月

「木質バイオマス発電：森林の適正な管理と持続可能な利用への取組」

「旭化成グループ（延岡市）」

旭化成ケミカルズ株式会社は、エネルギーコストの削減とCO₂排出削減のため、木質バイオマス発電所を設置し、蒸気と電気を延岡市内の工場に供給しています。

建築廃材や間伐材等の未利用バイオマス資源を利用した発電であり、この取組は、生物多様性の保全、地域循環利用システムの構築、里山の再生につながるものです。

また、同社では、この取組にあたって、延岡市SATOYAMA保全推進会議（旭化成株式会社、延岡市、動植物専門家等により構成）に参加し、間伐が生態系へ与える影響について、モニタリング調査などの活動を行っています。



モニタリング調査の様子



間伐が行われた林内



調査報告書

「丸栄水産株式会社（串間市）『養殖エコラベル：A E L』全国初認証」

「養殖エコラベル」とは持続可能な養殖業の発展のため設けられた環境認証制度で、自然環境や生態系の保全に適切な措置が取られているものが認証されます。

丸栄水産株式会社のカンパチ養殖については、天然採捕種苗ではなく、人工生産種苗を使用する水産資源保護と漁場の環境保全などに寄与する飼料使用などが認められ、2014年に全国初の認証となりました。



「諸塚村しいたけ部会（諸塚村）F S C 森林認証、C o C 認証」

「F S C 森林認証」とは、生物の多様性、水資源・土壌等への環境影響、社会的・経済的側面の森林機能の維持に考慮した管理をしている森林に対して与えられる認証です。

「C o C 認証」は、F S C 認証された森林から産出される森林資源の加工製品について与えられる認証です。

諸塚村は、2004年にF S C 森林認証を取得し、2005年には、村内の生産者130人のグループが、認証林から産出された原木を利用したしいたけについて、「C o C 認証」を取得しました。

F S C 認証とC o C 認証を村ぐるみで取得するのは世界初となり、森林の管理、用材の生産、しいたけの販売など、生物多様性の保全に寄与した活動に取り組んでいます。



諸塚村のFSC認証林
(紅葉している部分がクヌギやナラの木などの原木林です。)



CoCグループ生産者によるしいたけの生産
(諸塚村しいたけ部会員、130名による原木しいたけの生産。)



J A 日向諸塚支店しいたけの共選場
(選別から、袋詰めまで一貫した作業を行います。)



CoC認証しいたけの販売
(FSCのロゴマークを貼付して販売いたします。)